

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 繼続事業の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに構築物、車両運搬具、機械及び装置、器具及び備品、ソフトウェア

平成19年3月31日以前に取得したもの一旧定額法

平成19年4月1日以降に取得したもの一定額法

- ・有形固定資産については、備忘価格(1円)まで償却を行い、無形固定資産については、当初より残存価格をゼロとして、減価償却を行う。

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金一般財団法人徳島県民間福祉施設職員共済会への法人負担の掛金累計額を計上している。

- ・賞与引当金一職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし。

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職給付制度に加入している。

一般財団法人徳島県民間福祉施設職員共済会の退職給付制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

社会福祉事業区分しかないため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービスの内容

ア吉野川育成園拠点区分(社会福祉事業)

法人本部

生活介護事業

施設入所事業

短期入所事業

イ愛育会地域生活総合支援センター拠点区分(社会福祉事業)

共同生活援助事業

相談支援事業

地域活動支援センター事業

雇用安定等事業

生活支援等事業

ジョブコーチ事業

自立生活援助事業

ウなごみ拠点区分(社会福祉事業)

就労継続支援B型事業

就労移行支援事業

就労定着支援事業

計算書類に対する注記(法人全体用)

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	28,157,000			28,157,000
建物	961,921,312	1,827,800	49,185,085	914,564,027
合計	990,078,312	1,827,800	49,185,085	942,721,027

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし。

円

計

円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし。

円

計

円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	2,028,326,271	1,113,762,244	914,564,027
建物	51,927,694	27,845,832	24,081,862
構築物	85,685,014	62,964,013	22,721,001
機械及び装置	29,425,300	23,550,018	5,875,282
車輌運搬具	46,649,892	43,190,744	3,459,148
器具及び備品	125,635,102	99,307,819	26,327,283
合計	2,367,649,273	1,370,620,670	997,028,603

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金(国保連合会他)	224,356,870		224,356,870
合計	224,356,870		224,356,870

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし。			
合計			

計算書類に対する注記(法人全体用)

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位:円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
該当なし。											

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務

該当なし。

14. 重要な後発事象

令和4年4月1日愛育会地域生活総合支援センター拠点区分となごみ拠点区分が統合し、おりなす拠点区分へ変更。

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし。

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

愛育会地域生活総合支援センター及びなごみの統合関係

定款細則、管理規程、防災規程、地震防災規程、公印規程、文書規程、公用車運転管理規程、健康管理規程、職員就業規則、臨時職員就業規則、ストレスチェック制度実施要領、ハラスメントの防止に関する規程、ハラスメント対策委員会設置要領、コンプライアンス規程、制裁委員会設置要綱、経理規程、各種委員会設置要綱

給与見直し、降格留任制度関係実施要綱

退職金制度見直し関係 職員・臨時職員・パート職員・世話人就業規則の改正、給与規程、退職手当金支給規程
障害者虐待防止に関する規程・身体拘束・行動制限等の適正化のための指針(制定)

計算書類に対する注記（吉野川育成園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるものー決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに構築物、車両運搬具、機械及び装置、器具及び備品、ソフトウエア
 - 平成19年3月31日以前に取得したものー旧定額法
 - 平成19年4月1日以降に取得したものー一定額法
 - ・有形固定資産については、償却額(1円)まで償却を行い、無形固定資産については、当初より残存価値をゼロとして、減価償却を行う。
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金ー一般財団法人徳島県民間福祉施設職員共済会への法人負担の掛金累計額を計上している。
 - ・賞与引当金　ー職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付制度に加入している。
一般財団法人徳島県民間福祉施設職員共済会の退職給付制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 吉野川育成園拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3（⑪））
 - ア 法人本部
 - イ 生活介護事業
 - ウ 施設入所事業
 - エ 短期入所事業
- (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3（⑩））
 - ア 法人本部
 - イ 生活介護事業
 - ウ 施設入所事業
 - エ 短期入所事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	(単位：円)
				当期末残高
土地	27,957,000			27,957,000
建物	836,743,936	1,827,800	40,861,702	797,710,034
合計	864,700,936	1,827,800	40,861,702	825,667,034

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし	円
計	円

該当なし	円
計	円

計算書類に対する注記（吉野川育成園拠点区分用）

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,724,346,027	926,635,993	797,710,034
建物	32,017,300	15,220,940	16,796,360
構築物	80,157,416	58,250,886	21,906,530
車輌運搬具	30,026,504	30,026,489	15
器具及び備品	88,659,885	67,531,425	21,128,460
合計	1,955,207,132	1,097,665,733	857,541,399

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の当期末 残高
事業未収金（国保連合会他）	115,174,681		115,174,681
合計	115,174,681		115,174,681

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし。			
合計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

定款細則、管理規程、防災規程、地震防災規程、公印規程、文書規程、公用車運転管理規程、健康管理規程、職員就業規則、臨時職員就業規則、ストレッカ制度実施要領、バスマットの防止に関する規程、バスマット対策委員会設置要領、コンプライアンス規程、制裁委員会設置要綱、経理規程、各種委員会設置要綱

給与見直し、降格留任制度関係実施要綱
退職金制度見直し関係 職員・臨時職員・パート職員・世話人就業規則の改正、給与規程、退職手当金支給規程
障害者虐待防止に関する規程・身体拘束・行動制限等の適正化のための指針（制定）

計算書類に対する注記（愛育会地域生活総合支援センター拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに構築物、車両運搬具、機械及び装置、器具及び備品、ソフトウェア
平成19年3月31日以前に取得したものー旧定額法
 - 平成19年4月1日以降に取得したもの 一定額法
 - ・有形固定資産については、備忘価額(1円)まで償却を行い、無形固定資産については、
当初より残存価格をゼロとして、減価償却を行う。
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金ー一般財団法人徳島県民間福祉施設職員共済会への法人負担の掛金累計額を計上している。
 - ・賞与引当金 ー職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する退職共済制度に加入している。
一般財団法人徳島県民間福祉施設職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 愛育会地域生活総合支援センター拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3（⑪））
 - ア 共同生活援助事業
 - イ 相談支援事業
 - ウ 地域活動支援センター事業
 - エ 雇用安定等事業
 - オ 生活支援等事業
 - カ ジョブコーチ事業
 - キ 自立生活援助事業
- (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3（⑩））
 - ア 共同生活援助事業
 - イ 相談支援事業
 - ウ 地域活動支援センター事業
 - エ 雇用安定等事業
 - オ 生活支援等事業
 - カ ジョブコーチ事業
 - キ 自立生活援助事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	200,000			200,000
建物	30,383,667		3,517,001	26,866,666
合計	30,583,667		3,517,001	27,066,666

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

計算書類に対する注記（愛育会地域生活総合支援センター拠点区分用）

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし	円
計	円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし	円
計	円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	139,837,318	112,970,652	26,866,666
建物	13,883,606	7,390,124	6,493,482
構築物	754,500	754,499	1
車両運搬具	4,896,401	3,874,580	1,021,821
器具及び備品	14,264,462	11,303,131	2,961,331
合計	173,636,287	136,292,986	37,343,301

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の当期末 残高
事業未収金	91,091,107		91,091,107
合計	91,091,107		91,091,107

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし			
合計			

11. 重要な後発事象

令和4年4月1日愛育会地域生活総合支援センター拠点区分となごみ拠点区分が統合し、おりなす拠点区分へ変更。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

愛育会地域生活総合支援センター及びなごみの統合関係

定款細則、管理規程、防災規程、地震防災規程、公印規程、文書規程、公用車運転管理規程、健康管理規程、職員就業規則、臨時職員就業規則、ストレッサー制度実施要領、ハラスメントの防止に関する規程、ハラスメント対策委員会設置要領、コソボライソス規程、制裁委員会設置要綱、経理規程、各種員会設置要綱

給与見直し、降格留任制度関係実施要綱

退職金制度見直し関係 職員・臨時職員・パート職員・世話人就業規則の改正、給与規程、退職手当金支給規程

障害者虐待防止に関する規程・身体拘束・行動制限等の適正化のための指針（制定）

計算書類に対する注記（なごみ拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに構築物、車両運搬具、機械及び装置、器具及び備品、ソフトウェア
平成19年3月31日以前に取得したもの一旧定額法
平成19年4月1日以降に取得したもの 一定額法
 - ・有形固定資産については、備忘価額(1円)まで償却を行い、無形固定資産については、当初より残存価額をゼロとして、減価償却を行う。
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一般財団法人徳島県民間福祉施設職員共済会への法人負担
の掛金累計額を計上している。
 - ・賞与引当金 一職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する退職共済制度に加入している。
一般財団法人徳島県民間福祉施設職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) なごみ拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3（⑪））
 - ア 就労継続支援B型事業
 - イ 就労移行支援事業
 - ウ 就労定着支援事業
- (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3（⑩））
 - ア 就労継続支援B型事業
 - イ 就労移行支援事業
 - ウ 就労定着支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	(単位：円)
				当期末残高
建物	94,793,709		4,806,382	89,987,327
合計	94,793,709		4,806,382	89,987,327

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

計算書類に対する注記（なごみ拠点区分用）

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし	円
計	円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし	円
計	円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

資産名	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	164,142,926	74,155,599	89,987,327
建物	6,026,788	5,234,768	792,020
構築物	4,773,098	3,958,628	814,470
機械及び装置	29,425,300	23,550,018	5,875,282
車両運搬具	11,726,987	9,289,675	2,437,312
器具及び備品	22,710,755	20,473,263	2,237,492
合計	238,805,854	136,661,951	102,143,903

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

債権種類	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	18,091,082		18,091,082
合計	18,091,082		18,091,082

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

債券種類	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし			
合計			

11. 重要な後発事象

令和4年4月1日愛育会地域生活総合支援センター拠点区分となごみ拠点区分が統合し、おりなす拠点区分へ変更。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

愛育会地域生活総合支援センター及びなごみの統合関係

定款細則、管理規程、防災規程、地震防災規程、公印規程、文書規程、公用車運転管理規程、健康管理規程、職員就業規則、臨時職員就業規則、ストレッキング制度実施要領、バスマットの防止に関する規程、バスマット対策委員会設置要領、ソーラーライブ規程、制裁委員会設置要綱、経理規程、各種員会設置要綱

給与見直し、降格留任制度関係実施要綱

退職金制度見直し関係 職員・臨時職員・パート職員・世話人就業規則の改正、給与規程、退職手当金支給規程
障害者虐待防止に関する規程・身体拘束・行動制限等の適正化のための指針（制定）